

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会  
介護職員初任者研修 実施要綱

(目的)

第1条 高齢化社会をむかえ、地域福祉に求められるニーズも多様化している中、適切な介護技術を提供するために必要な基本的な知識、技能を身につけ意欲をもって介護の仕事に従事できる人材の育成を図り、地域の福祉力や介護力の向上を高めることを目的とする。

(事業所の名称・所在地)

第2条 社会福祉法人 大村市社会福祉協議会  
長崎県大村市本町 458-2 中心市街地複合ビル

(研修の名称)

第3条 社会福祉法人 大村市社会福祉協議会 介護職員初任者研修  
(実施場所)

第4条 (講義) 大村市総合福祉センター 大村市本町 458-2 中心市街地複合ビル  
(研修期間)

第5条 概ね3か月とし、年1回開講する。

(研修カリキュラム)

第6条 別紙「カリキュラムおよび日程表」のとおり 受講時間 130 時間  
(講師氏名)

第7条 別紙「講師一覧」のとおり  
(研修終了の認定方法)

第8条 全課程を修了し、修了評価に合格した者に「修了証明書」及び「携帯用修了証明書」を交付する。修了評価は、全科目終了後に1時間実施。合格点は、100点満点中70点以上とし、合格点に到達するまで指導を行う。

(遅刻、早退、欠席、補講の取り扱い)

第9条 研修を受講しなかった場合および10分以上の遅刻・早退をした場合は該当科目を欠席とみなす。当法人がやむを得ない事情があると認められる場合の欠席・遅刻・早退の場合は、欠席の教科について補講を行う。

2 実施方法：別途講義、演習を行う。講師の都合で補講ができない場合は13時間を限度にレポート提出等で代替とする。

3 補講を受ける場合は、代金を添えて申し込むこと。補講料：1教科2,000円

(受講条件および募集人数)

第10条 18歳以上で大村市内在住、もしくは大村市内に勤務しており、講義の全日程を出席し受講できる者で、社会福祉法人大村市社会福祉協議会が認めた者。  
定員は20名程度とする。ただし、申込者が10名に満たない場合は開催しないこととする。

(受講手続)

第 11 条 受講手続は下記のとおりとする。

- (1) 指定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、期日までに申し込む。
- (2) 書類審査のうえ、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (3) 受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。振込手数料は受講者負担とする。
- (4) 個人の都合により受講を中止しても原則として受講料の返還は行わない。

(受講料)

第 12 条 受講料は 55,000 円（消費税込）とする。（テキスト代 7,124 円・保険料込み）

(受講資格の取消)

第 13 条 授業態度不良、学習意欲の欠如、事務局及び講師からの指導に対しての改善が見られなかった場合は、受講資格を取り消すことができる。

(修了証の交付)

第 14 条 研修の全科目を修了された者には介護職員初任者研修実施要綱に基づき、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

(細則)

第 15 条 この要綱に必要な細則ならびに、この要綱に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は令和 6 年 8 月 1 日より施行する。